

令和6年10月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月28日(月) 午前9時30分から午前10時30分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 12名
農業委員6名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 加藤正博
3番 入木真一 4番 郡山信敏
5番 佐藤哲夫 7番 下村健一
農地利用最適化推進委員6名
12番 大迫恒作 14番 酒匂清治 15番 鳥集公測
16番 西村真一 17番 真方実喜男 18番 山下孝行

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 佐藤 哲夫 7番 下村健一
会議書記 次長 田原修司

- 第2 議案第36号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める
- 議案第37号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
- 議案第38号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。
- 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中別府 和也 次長 田原修司

6. 会議の概要

(田原次長) 皆さまおはようございます。時間より少し早いですが、本日出席予定の委員さん方が皆様お揃いですので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、議案第36号から議案第39号までの議案16件です。ご審議方よろしく願いいたします。11月の定例総会は29日(金)です。議案審議及び転用議案等に係る現地調査は、22日(金)にお願いする予定です。11月の4条・5条に係る調査委員会は、第1調査委員会です。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、山元会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員 7 名中 6 名、推進委員 8 名中 6 名 であります。

高原町農業委員会規則第 5 条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、10 月の定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) これより議事に入ります。まず、日程第 1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第 19 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、5 番、佐藤委員と 7 番、下村委員を指名いたします。

なお、本日の書記は田原次長にお願いをいたします。次に、日程第 2 議案審議に入ります。

(議長) 議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の 4 ページをご覧ください。今回の農地法第 3 条による所有権移転申請件数は 3 件でございます。まず第 1 項、譲受人 ■■■■■ 氏・譲渡人 ■■■■■ 氏による知人間の贈与で、田 1 筆 1, 980 m²です。調査委員は佐藤委員です。第 2 項、譲受人 ■■■■■ 氏・譲渡人 ■■■■■ 氏による売買で、田 1 筆 1, 598 m²で、対価総額は 20 万円です。調査委員は坂元委員です。第 3 項、譲受人 ■■■■■ 氏・譲渡人 ■■■■■ 氏による親子間の贈与で、田 7 筆 17, 397 m²、畑 3 筆 4, 481 m²、計 10 筆 21, 878 m²です。調査委員は真方委員です。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の 3 つの要件をすべて満たしていると考えております。説明は以上でございます。

(議長) 第 1 項につきましては佐藤委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(佐藤委員) 5 番佐藤が報告いたします。第 36 号第 1 項について報告します。10 月 25 日現地調査を実施しました。8 時から譲渡人、譲受人に電話をして双方に確認を行いました。申請地は議案書 8 ページの航空写真をご覧ください。場所は ■■■■■ の農地 1 筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター、軽トラックを所有されていきました。農作業は家族 1 名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないものと判断いたしました。以上です。

(議長) 第 2 項については事務局に調査内容の報告をお願いいたします。

(事務局次長) 議長、事務局次長 (はい、事務局次長)

私の方から坂元委員の調査報告をお預かりしておりますので説明させていただきます。10月23日(水)現地調査を実施いたしました。10月24日19時から譲渡人、譲受人双方に電話をして確認を行いました。申請地については議案書9ページの航空写真をご覧ください。場所は■■■■の農地1筆です。■■■■から■■■■方面に向かったすぐ先の左側の農地になります。譲受人は農業用機械としてトラクター、軽トラックなどを所有されておりました。譲受人は新規就農でございしますが実家の農作業など長年従事されておりました。農作業は家族1名で経営し従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取り、地域の話し合い活動に参加、農道、水路などの共同利用施設の取り決めも遵守し、獣害被害対策への協力もこれまでされていて特に問題ないものと判断いたしました。以上です。

(議長) 第3項は、真方委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(真方委員) 17番真方が報告いたします。議案第36号第3項について現地調査を10月23日水曜日に行いました。10時から譲渡人に電話し確認、譲受人については畜舎に訪問し確認をいたしました。申請地は議案書10ページの航空写真をご覧ください。場所は■■■■の農地10筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラ2台、その他各種の機械を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加し協力するなど特に問題ないものと判断いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございました。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(真方委員) すみません。(真方委員)

はい、17番 真方です。2項について少し伺いますけど、この航空写真の地図に2名の名前が記載されていますけど、どういうことなのか教えてください。

(事務局長) 議長 (事務局長)

はい、お答え申し上げます。所有者の方が■■■■様でございまして、賃借人が■■■■様ということで2名の名前が載っておりますけど、今回、■■■■様が買受けるということで賃貸借合意解約書の方が提出されております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第36号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第 36 号については、申請どおり許可することに決定しました。

(議長) 次に、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は 12 ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の所有権移転申請件数は 2 件でございます。第 1 項、譲受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤 保彦氏・譲渡人 〇〇〇〇 氏の申請案件で、田 4 筆 6, 022 m²、売買価格は総額 150 万円です。申請地は 14 ページになります。大迫委員、鳥集委員のあつせんを受けております。第 2 項 譲受人 同じく公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤 保彦氏・譲渡人 〇〇〇〇 氏の申請案件で、田 3 筆 4, 447 m²で、売買価格は総額 100 万円です。申請地は 15 ページになります。大迫委員、鳥集委員のあつせんを受けております。当該案件につきましては、議案第 38 号の第 2 項及び第 3 項と関係がありますが、農地中間管理機構が実施する「農地売買等事業（特例事業）」になりますが、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売り渡しや貸し付けを行うものであります。説明は以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第 37 号「農業 経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第 37 号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 続きまして議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は 17 ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の利用権設定申請件数は 3 件です。まず第 1 項、19 ページになりますけど、借受人 〇〇〇〇 氏・貸渡人 〇〇〇〇 氏による賃貸借で、田 9 筆 15, 129 m²、畑 3 筆 3, 516 m²、計 12 筆 18, 645 m² 賃貸借になります。賃借料は年総額玄米 30 kg、・ 30 袋で、賃貸借期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間の新規設定です。続きまして 20 ページになります。第 2 項、借

受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏・貸渡人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤 保彦氏による賃貸で、田4筆6, 022㎡、賃借料は年総額1万5千円、賃貸借期間は令和6年11月21日から令和11年9月20日までの4年10ヶ月の新規設定です。第3項、借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏・貸渡人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤 保彦氏による賃貸借で、田3筆4, 447㎡、賃借料は年総額1万円、賃貸借期間は令和6年11月21日から令和11年9月20日までの4年10ヶ月の新規設定です。第1項につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の要件を満たしていると考えております。第2項及び第3項につきましては、議案第37号で説明いたしました、農地中間管理機構が実施する「農地売買等事業（特例事業）」になりますけど、今回の案件は一時貸付タイプになります。4年10ヶ月を過ぎましたら売り渡しというふうになる予定でございます。説明は以上でございます。

（議長）説明が終わりましたので、議案第38号の審議に入ります。何かご意見ございませんか。

（真方委員）議長 （真方委員）

17番真方です。中間管理機構の②－2事業関連体という形の貸付になるわけですか。この賃借料の扱いというのは、これは賃借料としてなくなるというわけですか。賃借料と売買代金は別なのか支払いの中に利息とかそういったのが含まれるのか、そういったことを教えてください。よろしくお願いします。

（議長）暫時休憩をいたします。

（議長）休憩前に引き続き審議に入ります。他にご意見ございませんか。今の質問については、先日資料としてお渡ししていますので、機会がある時に読んでいただけるとありがたいです。

（議長）他にご意見ませんか。よろしいですか。

（はいの声）

（議長）それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第38号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

（議長）全員賛成ですので、議案第38号は申請どおり許可することに決定いたしました。

（議長）続きまして議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。

（事務局長）議長、事務局長 （はい、事務局長）

議案書は24ページからと30ページからを一緒にご覧ください。なお説明に際

し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説明は省略させていただきます。第1項、貸渡人■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、畑5筆14,874㎡の賃貸借で、賃借料は年総額7万5千円、賃貸借期間は令和6年12月1日から令和12年11月30日までの6年間の新規設定です。第2項、貸渡人■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、田6筆5,557㎡の賃貸借で、賃借料は年総額5万5千570円、賃貸借期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間の新規設定です。27ページになります。第3項、貸渡人■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、田3筆1,854㎡の賃貸借で、賃借料は年総額1万8千540円、賃貸借期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間の新規設定です。28ページになります。第4項です。貸渡人■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、田1筆1,115㎡の賃貸借で、賃借料は年総額1万1千150円、賃貸借期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間の新規設定です。第5項、貸渡人 相続人代表■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、畑1筆1,867㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者1人、子ども4人となります。配偶者である■■■■氏が1/2、子どもが1人の同意をいただいております1/8、合計の5/8の同意ということになります。第6項、貸渡人■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、畑1筆561㎡の賃貸借で、賃借料は年総額5千610円、賃貸借期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間の新規設定です。第7項、貸渡人 相続人代表■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、畑2筆6,375㎡の賃貸借で、賃借料は年総額6万3千750円、賃貸借期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者1人のみでございます。第8項、貸渡人■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、畑1筆6,482㎡の賃貸借で、賃借料は年総額6万円、賃貸借期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間の新規設定です。説明は以上であります。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、議案第39号の審議に入ります。何かご質問ありませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」これについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第 39 号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これを持ちまして、10月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(田原次長) ご起立ください。 「一同礼」。